

川崎市高齢者等緊急通報システム事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市高齢者等緊急通報システム事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき事業を実施する際に必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 要綱第5条第1項第2号又は第7条第1項第2号に規定する「日常生活上注意を要する状態」とは、次の各号の全てに該当する状態とする。

- (1) 発作等、生命にかかわる容態の急変が予測されること。
- (2) 発作等が起きた場合に自力で救急車を呼ぶことが困難であり、緊急通報システムによる救急車出動の対応が必要と考えられること。
- 2 要綱第5条第1項第3号イ、ウ及び第7条第1項第3号イ～オに規定する「同居人」とは、対象となる高齢者と同一家屋内に居住する親族等とする。
- 3 要綱第5条第1項第3号イ及び第7条第1項第3号イに規定する「重度の要介護者」とは、重度の要介護状態にあるために利用者に発作等が起きた時に救急車を呼ぶことが困難な状態の者とする。
- 4 要綱第5条第1項第3号ウ及び第7条第1項第3号ウに規定する「長時間外出」とは、1日4時間以上かつ週4回以上の継続する外出とする。

(利用開始の申請)

第3条 事業の利用開始を希望する者（以下「開始申請者」という。）は、要綱第8条第1項の規定により申請をするときは、次の書類を地域包括支援センター（以下「担当支援センター」という。）又は福祉事務所に提出するものとする。ただし、直接提出できない場合は、介護支援専門員を通じて申請を行うことができるものとする。

- (1) 高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1－1号様式）（自宅設置型緊急通報システムの利用の場合）
- (2) 高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認書（第1－2号様式）（携帯型緊急通報システム利用の場合）
- (3) 開始申請者の当該年度の市民税課税・非課税証明書（当該年初に市外在住の者に限る。）
- (4) 高齢者等緊急通報システム設置承諾書（第2号様式）（市営住宅を除く借家の場合に限る。自宅設置型緊急通報システム利用の場合）
- (5) 高齢者等携帯型緊急通報システム利用承諾書（第3号様式）（携帯型緊急通報システム利用の場合）

(利用開始の選定)

第4条 担当支援センターは、要綱第9条第1項の規定により利用開始の選定を行った結果、事業の利用対象者に該当すると選定した場合は、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1－1号様式又は第1－2号様式）を作成し、高齢者等携帯型緊急通報システム利用承諾書（第3号様式）（携帯型緊急通報システム利用の場合）を併せて、福祉事務所にその写しを送付する。

(利用開始の決定)

第5条 福祉事務所長は、要綱第10条第1項の規定により事業の利用対象者に該当することの可否及び利用者負担額を決定し、高齢者緊急通報システム設置決定通知書（第4-1号様式）又は高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書（第4-2号様式）により、開始申請者、担当支援センター及び事業者へ通知する。この場合において、福祉事務所長は、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1-1号様式又は第1-2号様式）の写しを併せて事業者へ、高齢者等携帯型緊急通報システム利用承諾書（第3号様式）（携帯型緊急通報システム利用の場合）の写しを併せて開始申請者及び事業者へ送付するものとする。

2 担当支援センターは、要綱第10条第2項の規定により、事業の利用開始が決定した者（以下「利用者」という。）について、前項の高齢者緊急通報システム設置決定通知書（第4-1号様式）又は高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書（第4-2号様式）に基づき、機器の設置又は端末の貸与に係る連絡をする。

3 事業者は、前項の連絡に基づき、速やかに機器の設置又は端末の貸与を行い、サービス提供を開始するものとする。

(利用者の報告責務)

第6条 利用者は、要綱第11条の規定により、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1-1号様式又は第1-2号様式）の基本情報、緊急連絡先に変更がある場合は、速やかに担当支援センター又は福祉事務所に報告しなければならない。

(利用変更の申請)

第7条 サービス内容等の変更を希望する者（以下「変更申請者」という。）は、要綱第12条の規定により利用変更について申請をする場合において、直接申請をすることができないときは、介護支援専門員を通じて申請を行うことができるものとする。

(利用変更に係る書類の作成)

第8条 担当支援センターは、要綱第12条の規定により変更申請者から申請があったときは、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1-1号様式又は第1-2号様式）を作成し、高齢者等携帯型緊急通報システム利用承諾書（第3号様式）（携帯型緊急通報システム利用における事業者変更を伴う利用変更の場合のみ）を併せて、福祉事務所にその写しを送付する。

(利用変更の決定)

第9条 福祉事務所長は、要綱第14条第1項の規定によりサービス内容等の変更を決定し、高齢者緊急通報システム設置決定通知書（第4-1号様式）又は高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書（第4-2号様式）により、変更申請者、担当支援センター及び事業者へ通知する。この場合において、福祉事務所長は、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第1-1号様式又は第1-2号様式）の写しを併せて変更後の事業者へ、高齢者等携帯型緊急通報システム利用承諾書（第3号様式）（携帯型緊急通報システム利用における事業者変更を伴う利用変更の場合のみ）の写しを併せて開始申請者及び変更後の事業者へ送付するものとする。

2 担当支援センターは、要綱第14条第2項の規定により、事業の利用変更が決定した者につ

いて、前項の高齢者緊急通報システム設置決定通知書（第４－１号様式）又は高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書（第４－２号様式）に基づき、利用変更に係る連絡をする。

３ 事業者は、前項の連絡に基づき、速やかに変更後の内容によるサービス提供を開始するものとする。

（利用廃止及び停止の申請）

第１０条 事業の利用廃止及び停止を希望する者（以下「廃止申請者」という。）は、要綱第１５条の規定により利用廃止について申請をする場合において、直接申請をすることができないときは、介護支援専門員を通じて申請を行うことができるものとする。

（利用廃止及び停止に係る書類の作成）

第１１条 担当支援センターは、要綱第１５条の規定により廃止申請者から申請があったときは、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第１－１号様式又は第１－２号様式）を作成し、福祉事務所にその写しを送付する。

（利用廃止及び停止の決定）

第１２条 福祉事務所長は、要綱第１７条の規定により事業の利用の廃止または停止を決定し、高齢者緊急通報システム設置決定通知書（第４－１号様式）又は高齢者等携帯型緊急通報システム利用決定通知書（第４－２号様式）により、廃止申請者、担当支援センター及び事業者へ通知する。この場合において、福祉事務所長は、高齢者等緊急通報システム利用申請書兼確認票（第１－１号様式又は第１－２号様式）の写しを併せて事業者へ送付するものとする。

２ 事業者は、前項に基づき、機器の停止若しくは撤去又は端末の回収を行い、サービスの提供を廃止又は停止するものとする。

（利用者負担の決定）

第１３条 福祉事務所長は、利用者の市民税課税状況等を確認し、利用者負担を決定する。

２ 福祉事務所長は、利用者負担について、毎年度８月に、利用者の市民税課税状況により再認定を行う。

（利用者負担）

第１４条 利用者は、要綱第１９条に基づく利用者負担を、直接委託事業者あて支払うものとする。

２ 利用者は、川崎市が設定したサービス以外の追加サービスを利用する場合は事業者の設定した金額に基づき負担するものとする。

（業務報告等）

第１５条 事業者は、要綱第２２条第１項の規定により、サービス実施月の翌月１５日までに次の書類により報告するとともに、委託料の請求をするものとする。

（１）高齢者等緊急通報システム実績報告書（第５－１号様式）（自宅設置型緊急通報システム用）

（２）高齢者等緊急通報システム実績報告書（第５－２号様式）（携帯型緊急通報システム用）

（３）高齢者等緊急通報システム利用者名簿（第６－１号様式）（自宅設置型緊急通報システム用）

（４）高齢者等緊急通報システム利用者名簿（第６－２号様式）（携帯型緊急通報システム用）

（５）高齢者等緊急通報システム通報内容報告書（第７号様式）

（委任）

第16条 この要領に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 本要領施行の際に、現に川崎市老人福祉電話等設置事業事務取扱要領の規定に基づき緊急通報システムの設置を受けている者については、本要領の規定に基づいてみなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づく利用者については、改正前の要領によるものとし、平成12年7月1日からこの要領を適用するものとする。

附 則

この改正要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の要領の規定により作成した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。